破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７３９号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番27―406号
債務者　平片　　圭
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７７１号
北九州市小倉南区蜷田若園３丁目２番23―403号
債務者　吉田　俊明
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０８号
山形県米沢市大町１丁目１番17号、前住所神奈川県横浜市金沢区釜利谷東６丁目38番９号第３スカイハイツ101
債務者　渡部　純子（旧姓本田）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１１６号
山形県米沢市春日１丁目２番47号
債務者　金王　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第７６７号
北九州市小倉南区徳力６丁目１番20号
債務者　成瀬　政美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７６８号
北九州市小倉南区徳力６丁目１番20号
債務者　成瀬　妙美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２４８号
北海道松前郡松前町字江良517番地３
債務者　中山　和子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第２６３号
函館市上野町32番７号　ドリームハイツ２213号
債務者　大沼　雅哉
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８５号
相模原市中央区由野台１丁目１番５号　ホワイトパレス万年青406号
債務者　嶋津　雄一
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６６号
相模原市南区上鶴間本町３丁目14番５号　ワコーレ町田109
債務者　平井　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６９号
相模原市緑区下九沢451番地15
債務者　正木廉太郎
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８２３号
名古屋市中村区若宮町４丁目３番地の１ハーモニーテラス若宮町101号
債務者　濱田　龍弥
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８５０号
名古屋市名東区香流２丁目401番地　ＭａｉｓｏｎＲｉｖｅ香流201号
債務者　釣井　翔馬
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９３号
名古屋市天白区植田西２丁目306番地　カルダモモ八事タワー302号
債務者　林　　正浩
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４６号
愛知県春日井市大手田西町３丁目18番地19パークサイドＡ101号
債務者　榎本　慎也
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４９号
名古屋市中区平和１丁目３番４号　アクシス601号
債務者　室園　弥来
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部